

千葉労働局発表  
令和5年2月22日

### 【照会先】

千葉労働局職業安定部

職業対策課長 山本 政好

職業対策課長補佐 伊熊 雅美

地方障害者雇用担当官 佐伯 公帥

(代表電話) 043-221-4391

(直通電話) 043-221-4392

報道関係者 各位

## 「もにす認定企業」の認定通知書交付式を行います

～ 法定雇用率 (2.3%) が2倍以上の3社です ～

厚生労働省では、令和2年4月より「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称：もにす認定制度）」を創設、実施しております。

このたび、千葉労働局（局長 江原 由明）は、以下の企業を「もにす認定企業」として認定しましたので、下記のとおり認定通知書交付式を行います。

### 認定企業・法人

#### ●医療法人社団 知己会（富里市） 県内4社目

令和5年1月31日認定 **\*医療機関初！**

【事業の内容：医療業、高齢者介護施設の運営】

#### ●株式会社 千葉ビジネスサポート（千葉市） 県内5社目

令和5年2月13日認定 **\*特例子会社では2社目**

【事業の内容：サービス事業を行う特例子会社】

#### ●社会福祉法人 常盤会（千葉市） 県内6社目

令和5年2月17日認定 **\*高齢者介護施設初！**

【事業の内容：高齢者介護施設の運営】



2022年度

共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し名付けられました。

### 認定通知書交付式

日時： 令和5年3月1日（水）10時30分より

場所： 千葉労働局 1階 共用会議室

千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎

※撮影、傍聴可。なお、当日の取材をご希望される方は、事前に千葉労働局職業安定部職業対策課 障害者雇用担当官 佐伯（043-221-4392）までご連絡をお願いいたします。

厚生労働省及び千葉労働局は、もにす認定企業について広く情報発信及びPRを行い、身近なロールモデルとなっただくことで、千葉県内における障害者雇用への理解と雇用促進を図ってまいります。

**【もにす認定基準項目】（主なもの）**

- ① 評価基準に基づき、20点以上（※特例子会社は35点以上）得ること
- ② 法定雇用率を達成していること。雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者を1名以上雇用していること
- ③ 過去に認定を取消しされた場合、取消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④ 障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと